

# 特定非営利活動法人 元気・勇気・活気の会 定款

2026 年 4 月 23 日 2026 年度総会改正決議

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、特定非営利活動法人 元気・勇気・活気の会という。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、将来に亘って自然環境が維持、保全される社会を実現するため、地域社会の人々に対し、循環型農業を推進するため有機農業についての啓発を進め、廃棄物の有効活用、有機農業による生産技術の研鑽、食の安全安心への啓発、農家への支援、調査、又、循環型社会を推進するため廃棄物の堆肥化、ごみ減量への啓発事業、循環型社会の構築のため交流事業、調査、研究、政策提言活動を行い資源の有効利用を促進する循環型社会形成を形成するために環境の維持・保全につながる環境改善活動の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

**第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 循環型社会の普及、啓発活動事業
  - ② 島田式農法等による有機農業の推進事業
  - ③ 循環型社会を目指した環境リサイクル啓発・普及による地域活性化事業
  - ④ 食の安全安心・地産地消・地域活性化の推進事業
  - ⑤ 循環型社会の構築の為に農業者等と交流事業
  - ⑥ 環境循環の調査研究
  - ⑦ 環境資材の製造

## 第3章 会員

(種別)

**第6条** この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員          この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員      この法人の事業を賛助するために入会した団体及び個人  
(入会)

**第7条** 正会員は、この法人の設立趣旨及び事業目的に賛同して、事業に協力できるものでなければならない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

**第8条** 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。  
(会員の資格の喪失)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

**第10条** 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

**第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

**第12条** 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(謝金及び費用弁償)

**第12条の2** この法人の事業遂行のために会員が提供した役務について、理事長が総会の議決を経て定める規定により、謝金を支払い又は費用を弁償することができる。

## **第4章 顧問、役員及び実行委員会**

(顧問)

**第13条** この法人は、顧問を置くことが出来る。

- 2 顧問は、理事会において選任する。
- 3 顧問は、必要に応じこの法人の業務について意見を述べることができる。

(役員の種類及び定数)

**第 14 条** この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6 人以上 10 人以内

(2) 監事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

(選任等)

**第15条** 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、総会において選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

**第16条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長 2 名は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

**第17条** 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規程にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

**第18条** 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

**第19条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。  
(報酬等)

**第20条** 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。  
(実行委員会)

**第21条** この法人に、事業を円滑かつ効率的に行うため実行委員会を置き、理事長が統括する。

2 実行委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

**第22条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

**第23条** 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

**第24条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算の承認
- (3) 役員の選任、又は解任、職務及び報酬
- (4) 理事長及び副理事長の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 会員の除名
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 資産の管理方法
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 定款の変更
- (10) 合併
- (11) 解散
- (12) 解散した場合の残余財産の帰属
- (13) 実行委員会の組織及び運営
- (14) その他運営に関する重要事項

(開催)

**第25条** 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

**第 26 条** 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第 27 条** 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

**第 28 条** 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

**第 29 条** 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

**第 30 条** 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

**第 31 条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前項の規定に関らず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前項の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

**第 32 条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第 33 条** 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しないこの法人の業務の執行に関する事項

(開催)

**第 34 条** 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

**第 35 条** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第 36 条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

**第 37 条** 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

**第 38 条** 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第 39 条** 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第2項及び第40条第1項第2号の

適用については、その理事は出席したものとみなす。

（議事録）

**第40条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時及び場所
- （2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- （3）審議事項
- （4）議事の経過の概要及び議決の結果
- （5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印しなければならない。

## **第7章 資産及び会計**

（資産の構成）

**第41条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）設立当初の財産目録に記載された資産
- （2）入会金及び会費
- （3）寄付金品
- （4）財産から生じる収益
- （5）事業に伴う収益
- （6）その他の収益

（資産の区分）

**第42条** この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

**第43条** この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（経費の支弁）

**第44条** この法人の経費は、資産を持って支弁する。

（会計の原則）

**第45条** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

（会計の区分）

**第46条** この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

**第47条** この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する時も同様とする。

（暫定予算）

**第48条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

**第 49 条** 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

**第 50 条** 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

**第 51 条** この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

**第 52 条** この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

**第 53 条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## **第8章 定款の変更、解散及び合併**

(定款の変更)

**第 54 条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

**第 55 条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

**第56条** この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち総会において正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は公益法人に譲渡するものとする。

(合併)

**第57条** この法人が合併しようとするときは、正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第58条** この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行なう。

## 第10章 雑則

(細則)

**第59条** この定款の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|      |            |            |
|------|------------|------------|
| 理事長  | もちなが<br>持永 | やすゆき<br>安之 |
| 副理事長 | みやじま<br>宮島 | とおる<br>徹   |
| 副理事長 | きたじま<br>北島 | ただとし<br>忠俊 |
| 理事   | まつお<br>松尾  | まさる<br>勝   |
| 理事   | まつもと<br>松本 | たかのり<br>隆則 |
| 理事   | のうとみ<br>納富 | じろう<br>治郎  |
| 理事   | ほりぐち<br>堀口 | しげる<br>茂   |

|     |                           |                           |
|-----|---------------------------|---------------------------|
| 理 事 | <small>なかやま</small><br>中山 | <small>よしきよ</small><br>良清 |
| 理 事 | <small>こだま</small><br>児玉  | <small>ひろき</small><br>宏樹  |
| 理 事 | <small>いやとみ</small><br>弥富 | <small>かずまさ</small><br>一正 |
| 理 事 | <small>やまぐち</small><br>山口 | <small>みつしげ</small><br>光重 |
| 理 事 | <small>なかむら</small><br>中村 | <small>いわお</small><br>巖   |
| 監 事 | <small>かむら</small><br>嘉村  | <small>ゆきひこ</small><br>幸彦 |
| 監 事 | <small>たなか</small><br>田中  | <small>よしあき</small><br>敬明 |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

- ① 正会員 個人 入会金 5,000 円 年会費 5,000 円／1 口
- ② 正会員 団体 入会金 5,000 円 年会費 10,000 円／1 口
- ③ 賛助会員 個人 入会金 2,000 円 年会費 2,000 円／1 口
- ④ 賛助会員 団体 入会金 2,000 円 年会費 2,000 円／1 口

(2026 年 4 月 23 日 2026 年度総会決議) この定款は、所轄庁の定款変更認証日から施行する。